

「みやぎ障害者プラン」の改定について

令和4年11月2日 令和4年度第1回宮城県障害者施策推進協議会

目次

1	現行プラン	P 1
2	次期プラン（骨子案）	P 14
3	アンケート調査	P 25
4	今後のスケジュール	P 34

1 現行プラン

(1) 位置づけ

- ・ 障害者基本法第11条第2項の規定に基づく我が県における障害者のための施策に関する基本的な計画
- ・ 宮城の将来ビジョン等に掲げられた政策の方向性等を実現するための個別計画

(2) 計画期間

計画名		年度											
		H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
国	障害者基本計画	第4次					第5次（障害者政策委員会において審議中）					第6次	
県	みやぎ障害者プラン	現行プラン（6年）						次期プラン（6年）					
	障害福祉計画	第5期			第6期			第7期			第8期		

(3) 基本的な考え方

○ 基本理念

だれもが生きがいを実感しながら、
共に充実した生活を 安心して送ることができる地域社会づくり

- ① 「共に生活するために」
- ② 「いきいきと生活するために」
- ③ 「安心して生活するために」

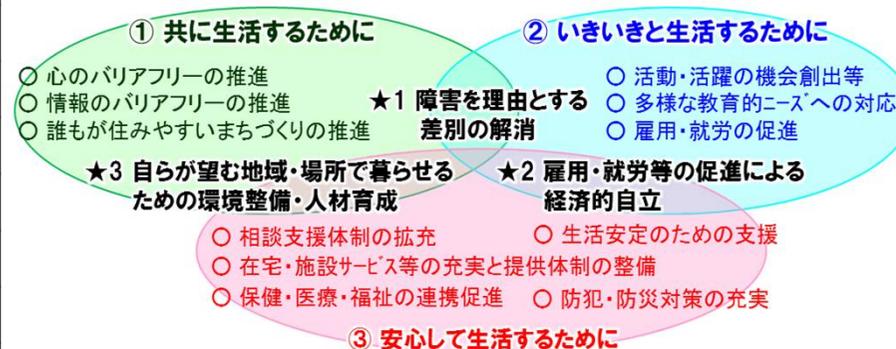
(4) 全体構成

障害のある人の現状等に基づき、計画期間中（平成30年度から令和5年度まで）において、特に重点的に取り組む課題等を「重点施策」として記載するとともに、基本理念に基づく3分野（「共に生活するために」、「いきいきと生活するために」、「安心して生活するために」）ごとに、今後の取組の方向性等を記載する「各論」で構成

重点施策			各論	
1 障害を理由とする差別の解消	2 雇用・就労等の促進による経済的自立	3 自らが望む地域・場所で暮らせるための環境整備 備・人材育成	第1章 共に生活するために	
			第1節 「心のバリアフリー」の推進	
			第2節 「情報のバリアフリー」の推進	
			第3節 誰もが住みやすいまちづくりの推進	
			第2章 いきいきと生活するために	
			第1節 活動・活躍の機会創出と参加促進	
			第2節 多様なニーズに対応したきめ細かな教育の充実	
			第3節 雇用・就労の促進	
			第3章 安心して生活するために	
			第1節 相談支援体制の拡充	
			第2節 生活安定のための支援	
			第3節 在宅・施設サービス等の充実と提供体制の整備	
			第4節 保健・医療・福祉等の連携促進	
			第5節 防犯・防災対策の充実	

【体系イメージ】★：重点施策

○：各論における施策の方向性



(5) 主な事業・取組**第1章 共に生活するために****第1節 「心のバリアフリー」の推進**

啓発・広報活動や相談体制の整備・相談員の資質向上等による**差別解消・虐待防止・権利擁護の推進、福祉教育・地域交流の促進、ボランティア活動の振興、手話通訳員の設置等による行政サービス等の配慮等を実施**

開始年度	事業・取組	事業概要	R3実績
～H30	ヘルプマーク	ヘルプマークの作成・配布、ポスター・チラシの作成・配布	R3までに、19,492個配布済み
	パーキングパーミット制度	公共・商業施設などに設置されている障害者用等の駐車区画の利用証交付	・交付枚数：657枚 ・協力施設：606施設
	手話通訳員設置事業	手話通訳員を配置	本庁2人、地方公所6人
R2	窓口コミュニケーション支援事業	タブレット端末を活用した遠隔手話通訳対応やコミュニケーション支援アプリケーション（UDトーク）導入	R3までに、本庁1台、地方公所6台を導入済み
R3	障害者差別等に関する理解の普及・啓発事業	県民向け・事業者向けリーフレットの作成・配布	・県民：25,000部 ・事業者：6,000部
	環境整備モデル事業	合理的な配慮の提供のための施設改修や従業員向け研修実施への助成（補助率3/4、上限額100万円）	補助件数：10件
	スマホで助け合いサービス実証事業	スマホ用手助けマッチング機能アプリ（メイアイ）を活用した相互理解の促進	・体験交流会：2回 ・講演会：1回
	障害者虐待防止対策支援事業	宮城県障害者差別相談センターの運営	運営委託 （一社）宮城県社会福祉士会

第2節 「情報のバリアフリー」の推進

手話通訳者・要約筆記者等や点訳・音訳奉仕員の養成等による**コミュニケーション支援**、宮城県視覚障害者情報センター・宮城県聴覚障害者情報センターの運営や点字・音声による県政だよりの配布等による**障害の特性等に配慮したアクセシビリティの向上**を実施

開始年度	事業・取組	事業概要	R3実績
～H30	手話通訳者・要約筆記者等養成	手話通訳者や要約筆記者等の意思疎通支援者を養成するとともに、資質向上を目的とした現任研修等を実施	手話通訳 ・実践課程：受講者8人 ・現任研修：受講者延べ123人 要約筆記受講者 ・前期課程：23人、後期課程：22人
	点訳・音訳奉仕員養成	視覚障害者の自立と社会参加を図るため、点訳・朗読を行う奉仕員を養成するとともに、資質向上を目的とした講習会等を実施	・点訳：受講者7人 ・音訳：受講者15人 ・ステップアップ：受講者延べ400人
	宮城県視覚障害者情報センター運営事業	点字図書や録音図書の貸出による視覚障害者への情報提供、視覚障害に関する相談窓口等	運営委託 (公財)宮城県視覚障害者福祉協会
	宮城県聴覚障害者情報センター運営事業	出前講座の開催や意思疎通支援者(手話通訳者・要約筆記者等)の派遣、聴覚障害に関する相談窓口等	運営委託 (一社)宮城県聴覚障害者福祉会
	点字・声の広報等発行事業	文字による情報入手が困難な視覚障害者等に対し、点字又は音声(CD)による県政だよりを配布	・点字版：198部 ・音声版：315枚
R元	失語症者向け意思疎通支援者養成	失語症者の自立と社会参加を図るため、失語症者向け意思疎通支援者を養成	・養成研修：受講者14人 ・講師養成研修：受講者10人
R3	戦略的広報実践事業	知事定例記者会見への手話通訳本格導入	

第3節 誰もが住みやすいまちづくりの推進

改築・更新時におけるユニバーサルデザインの導入等による**誰もが住みやすいまちづくりの総合的推進**、バリアフリー化等による**公益的施設等の整備**、鉄道駅舎等におけるエレベーターの整備や低床バスの導入支援による**公共交通機関等の整備**、歩行者空間のバリアフリー化に配慮した交通安全施設の整備等による**道路交通環境の整備**、盲導犬育成貸与事業等による**移動手段の確保**を実施

開始年度	事業・取組	事業概要	R3実績
～H30	都市公園安全・安心緊急支援総合支援事業	改築・更新時にユニバーサルデザインを導入	老朽化した複合遊具の更新
	バリアフリーみやぎ推進事業	「だれもが住みよい福祉のまちづくり条例」に基づき、公益的施設のバリアフリー化を促進する（条例に基づく適合証の交付）とともに、福祉のまちづくりの推進のための普及啓発を実施	<ul style="list-style-type: none"> 適合証交付：3件 福祉のまちづくり読本：20,000部配布
	地方生活バス路線の維持・活性化事業	高齢者や障害のある人の乗り降りの負担を減らすため、ノンステップバスやワンステップバス等の導入を促進	車両購入費補助：21台
	特定交通安全施設設備事業	歩車分離式信号機、視覚障害者用付加装置付信号機、音響式歩行者誘導付加装置付信号機への改良等により、歩行者空間のバリアフリー化に配慮した交通安全施設を整備	エスコートゾーンの整備：300m
	盲導犬育成貸与事業	視覚障害者が使用する盲導犬を育成・訓練し、貸与	貸与数：3件
R3	鉄道駅舎等バリアフリー整備事業	鉄道事業者が駅舎等にエレベーターを設置する事業に対し、市町村が費用を助成する場合、または、市町村が駅舎等にエレベーターを設置する場合にその費用を助成	亘理駅付帯施設へのエレベーターの設置費用を助成（1台／1,000万円）

第2章 いきいきと生活するために

第1節 活動・活躍の機会創出と参加促進

図書館における音訳ボランティアの養成・郵送貸出サービスや宮城県障害者福祉センターの運営等による**日中活動の場・学習機会等の充実**、障害者総合体育センターの運営・スポーツ教室の開催や障害者芸術文化活動の支援等による**スポーツ・レクリエーション・芸術文化活動の振興**を実施

開始年度	事業・取組	事業概要	R3実績
～H30	図書館ボランティア養成事業	音訳ボランティアを募集・育成し、サービス充実を図る。	・音訳ボランティア登録者数：16人 ・活動延べ人数：250人 ・専門講座受講延べ人数：30人
	図書館管理運営事業	来館が困難な方のための資料の郵送貸出サービス	貸出数：621件（1,682点）
	障害者福祉センター管理運営事業	障害に関する相談・研修事業や障害のある人の日中活動訓練の実施等	運営委託 （福）宮城県障がい者福祉協会
	障害者総合体育センター管理運営事業	障害者のスポーツの普及・振興、心身の健全な発展・自立と社会参加促進を図る。	
	スポーツレクリエーション事業	大会・教室等を開催するほか障害者スポーツボランティアの養成・ネットワーク構築のため研修を実施	・パラスポーツ大会・記録会：参加者30人 ・スポーツ教室：参加者99人 等
	障害者芸術文化活動支援事業	障害者の芸術文化活動を行う事業所を支援する「支援拠点」を設置（相談支援、支援者の人材育成、展示会の開催、関係者のネットワークづくり）	運営委託 （NPO）エイブル・アート・ジャパン
	障害者芸術祭開催事業	障害のある人もない人も参加する「とっておきの音楽祭」の開催費用の一部を助成	主催：とっておきの音楽祭実行委員会

第2節 多様なニーズに対応したきめ細かな教育の充実

特別支援学校コーディネーターの幼稚園等への訪問・助言等による**切れ目のない支援体制の構築**、医療的ケアが必要な児童生徒のための学習環境整備や教職員への研修等による**多様な教育的ニーズに応じた学びの場の実現**、特別支援学校に在籍する児童生徒と居住地の小・中学校の児童生徒の交流等による**共生社会の実現を目指した理解の促進**を実施

開始年度	事業・取組	事業概要	R3実績
～H30	発達障害早期支援事業	特別支援学校コーディネーターが、幼稚園・保育所を訪問し、課題解決の助言を実施	実施件数：254件
	特別支援学校医療的ケア推進事業	医療的ケアが必要な児童生徒の学習環境を整備するため、看護師を配置するとともに、巡回指導医の指導のもと、教員が看護師と連携してケアを実施する体制を整備	<ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケアを必要とする児童生徒に対しケアを実施： 対象数122人（実施校16校） ・巡回指導医が医療的ケア実施校を巡回し、指導助言を実施： 訪問回数103回（対象16校）
	特別支援教育研修充実事業	障害のある幼児児童生徒に対する校内支援体制の充実に向けたコーディネーターの養成や管理職・特別支援教育担当教員等に対する研修	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育コーディネーター（新担当）：受講者数167人 ・新任管理職研修：受講者数219人 等
	私立学校特別支援教育費補助	私立学校（特別支援学校、幼稚園等）における特別支援教育に要する経費について助成	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校：2校 ・幼稚園：95園
	特別支援教育システム整備事業 （居住地校学習推進事業）	「共に学ぶ教育」の推進を図るため、特別支援学校に在籍する児童生徒が、居住地の小・中学校の児童生徒と共に学習活動を行うことにより、障害のある児童生徒の社会参加の促進と地域における特別支援教育に関する理解促進を図る。	新型コロナウイルス感染拡大の影響により、オンラインによる遠隔交流学習やビデオレター・手紙のやりとりを実施 <ul style="list-style-type: none"> ・交流先小中学校：206校 ・参加児童生徒数：301人

第3節 雇用・就労の促進

企業向けセミナーの開催等による**啓発活動の推進**、企業向け雇用支援や障害者就業・生活支援センターの設置等による**障害者雇用率の向上（雇用・一般就労及び就労定着に向けた支援）**、障害者工賃向上支援総合対策事業やみやぎ障害者ITサポート事業等による**福祉的就労の促進と工賃向上に向けた支援**を実施

開始年度	事業・取組	事業概要	R3実績
～H30	障害者雇用プラスワン事業	企業訪問による企業情報の収集・提供、雇用支援・助言、障害者雇用の普及・啓発のほか、セミナーや研修会、職場・学校見学会を実施	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問企業数：382件 ・企業向けセミナー開催数：7回 ・学校見学会開催数：22回 ・就職件数：110件
	障害者就業・生活支援センター事業	障害者の職業生活における自立を目的として、障害者の雇用に関係する職場適応支援や就労や雇用に当たっての日常生活・社会生活上の支援を実施	<ul style="list-style-type: none"> ・設置数：7か所（各圏域に1か所） ・登録数：3,324人 ・支援数：19,097件 ・就職数：270件
	障害者工賃向上支援総合対策事業	工賃向上に向けた経営力強化のための研修会の開催や専門家等のアドバイザー派遣、日本財団と連携し、BPOを活用した受注開拓、就労事業所のネットワーク強化、新たな業務の受注体制整備等を実施	BPO活用工賃向上モデル：69件（55事業所受注）
	みやぎ障害者ITサポート事業	障害者向け基礎技能の習得を目的とした研修（IT講習会）及びより高度な技術を習得し、就労のためのスキルアップを目指す研修（スキルアップ研修）を実施	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問講習：受講者数16人 ・スキルアップ講習会：受講者数187人
R4	働く障害者の官民応援による共生社会推進事業	参加企業からの業務受注機会の確保及び就労施設生産商品の社員向け販売機会の確保等を目指し、県内主要企業及び団体による福祉的就労施設応援団組織を結成	R4.6発足（21企業・団体）

第3章 安心して生活するために

第1節 相談支援体制の拡充

相談支援従事者の育成や障害特性に応じた相談支援体制の充実等による**相談支援の充実強化、利用者本位のサービスの提供、地域支援体制の整備**を実施

開始年度	事業・取組	事業概要	R3実績
～H30	サービス管理責任者研修事業	サービスの質の確保に必要な知識・技能を有し、個々の利用者の一連のサービス提供プロセス全般の責任を担うサービス管理責任者の養成研修を実施	<ul style="list-style-type: none"> 基礎研修：修了者数424人 実践研修：修了者数154人 更新研修：修了者数589人
	障害者相談支援従事者研修事業	地域の障害者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な各種サービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術を習得すること等、相談支援に従事する者の資質の向上を目的とした研修を実施	<ul style="list-style-type: none"> 初任者研修：修了者数84人 現任研修：修了者数64人 専門コース別研修：修了者数14人 主任研修：修了者数13名
	消費生活講座の開催	消費者被害の未然防止や対処法について出前講座等を実施	消費生活講座の開催：4回 (光明支援学校、障害者職業能力開発校、県立支援学校岩沼高等学園2回)
	障害児等療育支援事業	各圏域に、障害者やその家族等が身近な地域で療育相談や指導が受けられる相談窓口を設置	相談件数：実363件、延べ880件
R元	発達障害者地域支援マネジャー配置事業	各圏域で中核となる事業所等に発達障害者地域支援マネジャーを配置	相談件数：実161件、延べ481件
R4	ヤングケアラー支援体制整備事業	学校等を通じた実態調査や市町村等への専門家派遣による助言、ヤングケアラーやその保護者を対象にした相談対応等を実施する民間団体の活動経費を助成	

第2節 生活安定のための支援

障害基礎年金・特別障害者手当・特別児童扶養手当等の充実に関する国への継続的な働きかけ、障害者医療費助成制度の適正な運営や指定難病等の患者の通院介護に要する費用助成等による**経済的負担の軽減**、社会福祉法人宮城県社会福祉協議会への助成を通じた**生活福祉資金の貸付け**、自立支援医療費の給付や指定難病や小児慢性特定疾病等の治療に要する医療保険の自己負担分の助成等による**公費負担医療制度の運用**を実施

開始年度	事業・取組	事業概要	R3実績
～H30	特別障害者手当等給付事業	重度の障害によって生じる特別の経済負担の一助として手当を支給	受給者数：延べ5,602人
	障害者医療費助成事業	健常者に比べて医療を必要とすることの多い心身障害者が医療を受けた場合の自己負担分を助成	対象者数：43,786人
	生活福祉資金貸付事業	障害者等に対し、資金の貸付けと必要な相談支援を行う社会福祉法人宮城県社会福祉協議会の事務費等への助成	貸付実績：19,609件、8,523,689千円 ※低所得者・高齢者世帯等への貸付け含む ※貸付実績のうち新型コロナウイルスの影響による特例貸付19,515件、8,433,000千円
	精神通院医療費公費負担	精神科医療機関へ通院している自立支援医療費（精神通院医療）受給者の医療費を公費で負担	レセプト件数：319,311件
	指定難病等医療費助成事業	原因が不明で、治療方法が確立していない指定難病等について、治療研究の推進及び患者・家族の経済的負担の軽減を図る。	医療受給者証交付者数：10,258人

第3節 在宅・施設サービス等の充実と提供体制の整備

在宅サービス等の提供体制整備、障害福祉サービス事業所の創設や改修に要する費用への助成等による**地域における生活の場の確保**、家庭生活や社会生活に必要な訓練指導や講習会等の実施による**各種生活訓練等の充実**、**福祉用具の普及促進等**、船形の郷の再整備等による**施設入所支援の充実**、**介護人材の育成・確保とサービスの質の向上**を実施

開始年度	事業・取組	事業概要	R3実績
～H30	介護・訓練等給付費	障害福祉サービスに係る県負担分 ・事業主体：市町村 ・負担割合：国1/2、県1/4、市町村1/4	サービス利用障害者数：16,560人
	障害者福祉施設整備費補助	社会福祉法人等が行う社会福祉施設等施設整備事業への助成（補助率：3/4）	障害福祉サービス事業所等の創設・大規模修繕等：5件（5法人）
	社会参加促進事業	視覚障害者、聴覚障害者、疾病等により喉頭を摘出し音声機能を喪失した者等が家庭生活・社会生活に必要な訓練指導、講習会等を実施	講習会等 ・視覚障害者：参加者延べ246人 ・聴覚障害者：参加者延べ24人等
	介護機器普及事業	福祉用具の展示、介護・住宅改修等の相談を実施	相談件数：185件
	県立障害児・者施設の管理運営	啓佑学園、第二啓佑学園、船形の郷、七ツ森希望の家、援護寮の運営	運営委託 （福）宮城県社会福祉協議会
	船形の郷（旧船形ココロ二）再整備事業	船形の郷（旧船形ココロ二）の施設・設備の老朽化に伴う建替え	進捗に応じR2一部供用開始、R6全面供用開始予定
R4	障害福祉サービスの質の向上のための介護人材の確保・育成支援事業	ICT導入・活用等による業務改善、職場環境改善等の取組を支援	

第4節 保健・医療・福祉等の連携促進

保健・医療・福祉等の連携促進、救急医療体制の整備、精神疾患対策の拡充、発達障害に対する支援、高次脳機能障害に対する支援、医療的ケア体制の整備を実施

開始年度	事業・取組	事業概要	R3実績
～H30	健康増進事業等補助事業	療養上の保健指導が必要であると認められる者及びその家族等に対し、保健師等が訪問し、その健康に関する問題を総合的に把握し、必要な指導を実施	訪問指導 ・実施市町村：24市町村 ・対象者：延べ1,379人
	精神障害者救急医療システム運営事業	精神科救急情報センターの運営や精神医療相談への対応、精神科救急医療確保（精神医療センター及び輪番病院における空床・診察医師確保）を実施	処置内容：相談107件、外来診断152件、入院164件
	心のケアセンター運営事業	みやぎ心のケアセンターの運営費助成等を実施	補助対象者 （公社）宮城県精神保健福祉協会
	発達障害者支援センター運営事業	発達障害者支援センター「えくぼ」を中核として、発達障害のある人やその家族、支援者等に対し、総合的な支援を実施	えくぼ ・運営委託：（福）宮城県社会福祉協議会 ・相談件数：実697件、延べ716件
	高次脳機能障害者支援事業	相談支援等を行うとともに、関係職員や従事者の資質向上を目的とした研修会等を開催	・相談件数：直接相談延べ441件 ・研修会：参加者491人
R2	ひきこもり支援推進事業（ひきこもり居場所支援モデル事業）	社会参加や孤立防止のための居場所支援（北部・南部に1箇所ずつ設置（委託）し、民間団体に委託）	居場所支援：延べ324人
R4	医療的ケア児等体制整備推進事業（相談支援センター運営）	医療的ケア児等とその家族が適切な支援を受けられることができるようにするための支援センターを運営	運営委託 （一社）宮城・仙台障害者相談支援従事者協会

第5節 防犯・防災対策の充実

交番相談員の体制強化等による**防犯対策の充実**、土砂災害危険箇所におけるハード対策や大規模地震時医療活動訓練への参加、土砂災害警戒区域の指定等による**大震災の教訓を踏まえた防災対策の充実**を実施

開始年度	事業・取組	事業概要	R3実績
～H30	県民からの相談対応体制の強化（交番相談員等）	警察安全相談、遺失・拾得取扱い、地理案内等を通じて、地域住民の多様な意見及び要望に迅速かつ的確に対応するため、交番相談員の体制を強化	<ul style="list-style-type: none"> ・交番相談員（県内13警察署に37人配置） →R2比5人増※H30以降、初めての増員 ・警察安全相談：537件 ・他意見要望：499件 ・遺失拾得：12,018件 ・地理案内：9,744件
	土砂災害危険箇所におけるハード対策	土砂災害の危険度や優先度等の高い箇所において、重点的に砂防えん堤等のハード整備を進め、効果的な土砂災害防止施設の整備を実施	<ul style="list-style-type: none"> ・急傾斜地崩壊対策事業：実施9箇所 ・砂防事業：実施8箇所
	大規模災害時医療救護体制整備事業	大規模災害時に医療救護活動を迅速かつ的確に行うための体制整備を推進	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模地震時医療活動訓練：宮城県参加者10名 ・東北ブロックDMAT参集訓練：宮城県参加者10名
	土砂災害警戒区域等の指定	土砂災害防止法に基づく基礎調査の実施及び土砂災害警戒区域等の指定を行い、住民に土砂災害の危険性を周知	土砂災害警戒区域83箇所を新規指定

2 次期プラン（骨子案）

（1）改定に向けた基本方針

現行プランの基本理念を踏襲しつつ、制度や環境等の変化を踏まえ、施策体系等の見直しを検討

（2）新たな課題

① 国制度改正への対応

ア 障害者の差別・虐待の防止と権利擁護

- 令和3年に成立した改正障害者差別解消法により合理的配慮が民間事業者に義務づけ
- 県では、令和3年4月に「障害を理由とする差別を解消し障害のある人もない人も共生する社会づくり条例」を施行し、障害者の差別解消に向けた、新たな普及啓発事業の実施や相談窓口を設置

イ 医療的ケア児の支援

- 医療行為を常時必要とする、いわゆる「医療的ケア児」等に対する支援のため、令和3年9月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行
- 県では、令和4年度より医療的ケア児等相談支援センターを新規開設し、地域で支援を受けられる体制を整備

ウ 障害者による情報の十分な取得利用・円滑な意思疎通

- 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策を推進するため、令和4年5月に「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」が施行
- 県では、上記条例における情報保障の推進の取組として、令和3年4月から、知事定例記者会見への手話通訳の本格導入等を実施

② 社会的解決が求められる課題への対応

人口減少・超高齢社会への対応

県では、障害のある人の高齢化や重度化、親亡き後の生活における経済的自立に向けた支援を実施

・ 工賃向上の取組

- 工賃向上に向けた経営力強化のための研修会の開催や専門家等のアドバイザー派遣、日本財団と連携し、BPOを活用した受注開拓、就労事業所のネットワーク強化、新たな業務の受注体制整備等を実施
- 参加企業からの業務受注機会の確保及び就労施設生産商品の社員向け販売機会の確保等を目指し、県内主要企業及び団体による福祉的就労施設応援団組織を結成（R4.6発足）

・ ICT導入・活用等による業務改善、職場環境改善の取組支援等による介護人材の確保・育成

- ICT導入により業務改善等を図る事業者に対する課題解決の支援を実施
- 介護ソフト等のICT活用による業務省力化、働き方改革のためのコンサルティング支援を実施

(3) 国「第5次障害者計画」の骨格案の検討状況

現行の「第4次障害者計画（平成30年度から令和4年度まで）」が、計画期間の終期を迎えることから、「第5次障害者計画（令和5年度から令和9年度まで）」を、障害者政策委員会において審議中（本資料は、令和4年10月24日第72回障害者政策委員会までの検討状況を反映）

① 施策体系

基本理念					
基本原則					
横断的視点			各分野における障害者施策の基本的な方向		
			1		
			2		
			3		
			4		
			5		
			6		
			7		
			8		
			9		
			10		
			11		

② 基本理念

変更なし

共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援

③ 基本原則

変更なし

地域社会における共生等

差別の禁止

国際的協調

④ 横断的視点

文言の一部修正

旧)

条約の理念の尊重及び整合性の確保	社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上	当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援	障害特性等に配慮したきめ細かい支援	障害のある女性、子供及び高齢者の複合的困難に配慮したきめ細かい支援	P D C A サイクル等を通じた実効性のある取組の推進
------------------	--------------------------	---------------------	-------------------	-----------------------------------	------------------------------

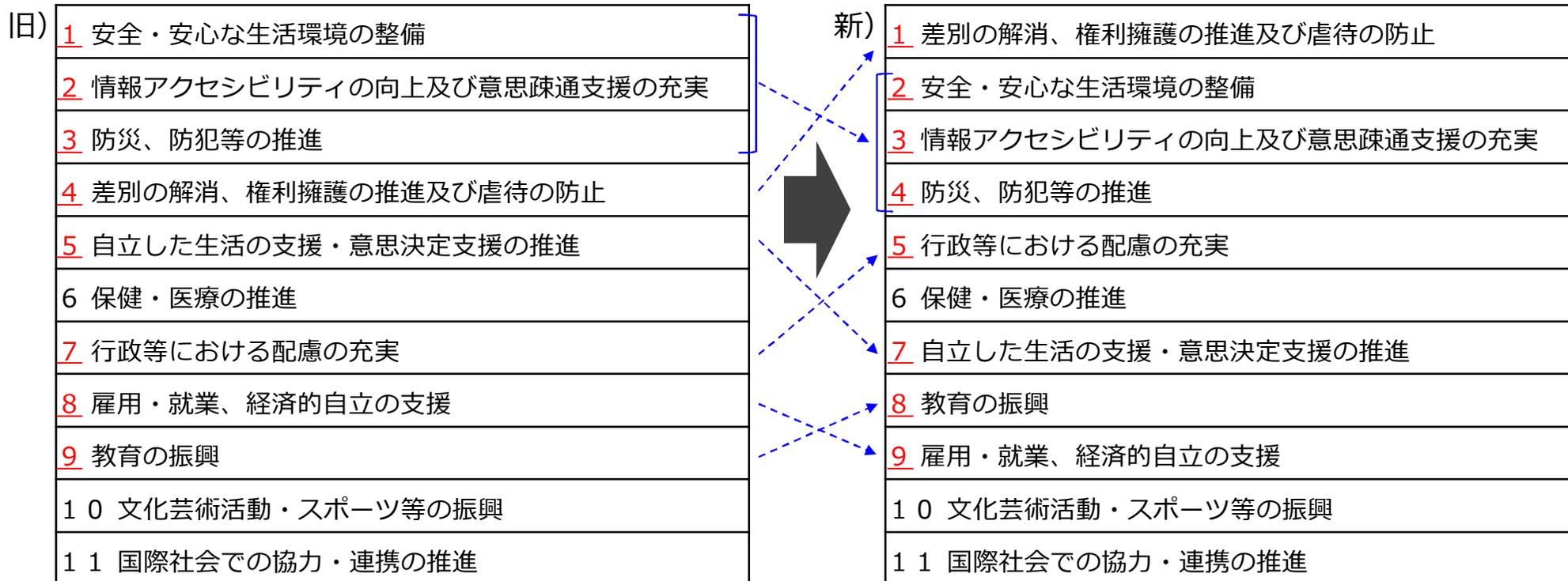


新)

条約の理念の尊重及び整合性の確保	社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上	当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援	障害特性等に配慮したきめ細かい支援	障害のある女性、子供及び高齢者 取組の推進	P D C A サイクル等を通じた実効性のある取組の推進
------------------	--------------------------	---------------------	-------------------	---------------------------------	------------------------------

⑤ 各分野における障害者施策の基本的な方向

項目の並び替え



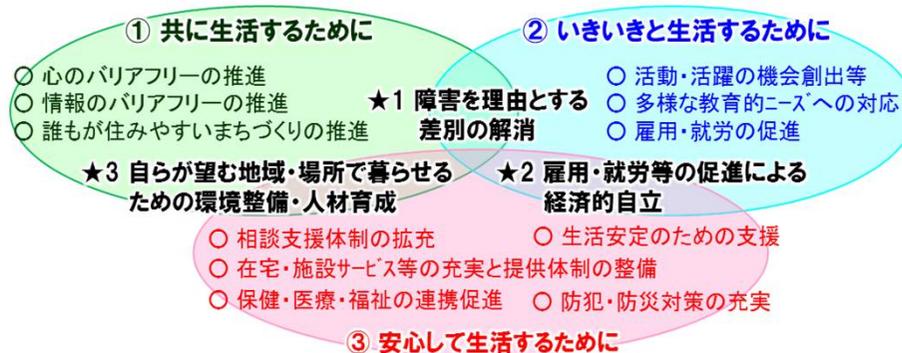
(4) 骨子案

① 施策体系

変更なし

基本理念		
重点施策	各論	

【現行プランの体系イメージ】 ★：重点施策、○：各論における施策の方向性



② 基本理念

変更なし

だれもが生きがいを実感しながら、
共に充実した生活を 安心して送ることができる地域社会づくり

- ア 「共に生活するために」
- イ 「いきいきと生活するために」
- ウ 「安心して生活するために」

③ 重点施策

変更なし

→基本理念に掲げる地域社会づくりのため、引き続き、以下の3課題に重点的に取り組む

ア 障害を理由とする差別の解消や社会的障壁の除去等

イ 雇用・就労の促進・安定化や工賃向上等による障害者の経済的自立

ウ 障害者（児）が自ら望む地域・場所で暮らせるための環境整備・人材育成等

重点施策	
1 障害を理由とする差別の解消 (1) 行政機関等における配慮 (P) (2) 普及啓発・広報活動の推進 (P) (3) 相談体制の整備 (P) (4) 関係機関と連携した差別解消の取組 (P)	3 自らが望む地域・場所で暮らせるための環境整備・人材育成 (1) 介護人材の確保・育成 (P) (2) 住まい・支援拠点の整備等 (P) (3) サービスの質の確保・向上等 (P)
2 雇用・就労等の促進による経済的自立 (1) 安定した雇用の確保 (P) (2) 就労支援施設等の経営力向上等を通じた工賃向上 (P) (3) 職業訓練・職業能力の開発 (P) (4) 多様な就業機会の創出 (P) (5) 行政機関等からの受注促進 (P)	※各重点施策における施策の方向や主な推進施策（本資料において「(P)」と記載）については、次回の協議会において、その内容（案）をご審議いただく予定です。

④ 各論

文言の一部修正

第1章 共に生活するために

2(2)① 国制度改正への対応
ア 障害者の差別・虐待の防止と権利擁護

旧)

各論	
第1節 「心のバリアフリー」の推進	
1	差別解消・虐待防止・権利擁護の推進
2	福祉教育・地域交流の促進
3	ボランティア活動の振興
4	行政サービス等の配慮
第2節 「情報のバリアフリー」の推進	
1	コミュニケーション支援
2	障害の特性等に配慮したアクセシビリティの向上
第3節 誰もが住みやすいまちづくりの推進	
1	誰もが住みやすいまちづくりの総合的推進
2	公益的施設等の整備
3	公共交通機関等の整備
4	道路交通環境の整備
5	移動手段の確保

新)

各論	
第1節 「心のバリアフリー」の推進	
1	差別解消・虐待防止・権利擁護の推進
2	福祉教育・地域交流の促進
3	ボランティア活動の振興
4	行政サービス等の配慮
第2節 「情報のバリアフリー」の推進	
1	コミュニケーション支援
2	障害の特性等に配慮したアクセシビリティの向上
第3節 誰もが住みやすいまちづくりの推進	
1	誰もが住みやすいまちづくりの総合的推進
2	公益的施設等の整備
3	公共交通機関等の整備
4	道路交通環境の整備
5	移動手段の確保



2(2)① 国制度改正への対応
ウ 障害者による情報の十分な取得利用・円滑な意思疎通

第2章 いきいきと生活するために

「第3期宮城県文化芸術振興ビジョン
(R3~7)」と文言統一

旧)

各論	
第1節 活動・活躍の機会創出と参加促進	
1	日中活動の場・学習機会等の充実
2	スポーツ・レクリエーション・ 芸術文化 活動の振興
第2節 多様なニーズに対応したきめ細かな教育の充実	
1	切れ目のない支援体制の 構築
2	多様な教育的ニーズに応じた学びの場の実現
3	共生社会の実現を目指した理解の促進
第3節 雇用・就労の促進	
1	啓発活動の推進
2	障害者雇用率の向上 (雇用・一般就労及び就労定着に向けた支援)
3	福祉的就労の促進と工賃向上に向けた支援

新)

各論	
第1節 活動・活躍の機会創出と参加促進	
1	日中活動の場・学習機会等の充実
2	スポーツ・レクリエーション・ 文化芸術 活動の振興
第2節 多様なニーズに対応したきめ細かな教育の充実	
1	切れ目のない支援体制の 充実 — 文言修正
2	多様な教育的ニーズに応じた学びの場の実現
3	インクルーシブ教育の推進 — 文言修正
第3節 雇用・就労の促進	
1	啓発活動の推進
2	障害者雇用率の向上 (雇用・一般就労及び就労定着に向けた支援)
3	福祉的就労の促進と工賃向上に向けた支援



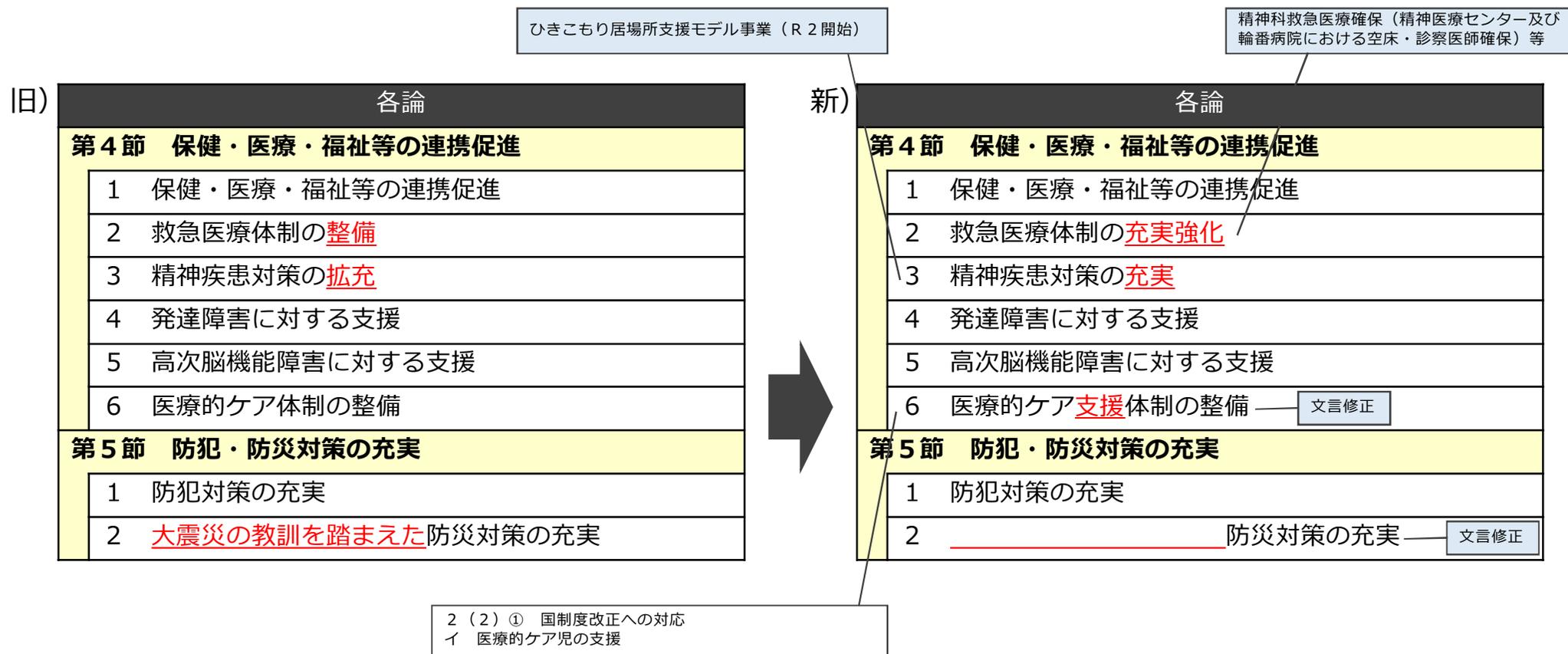
2 (2) 社会的解決が求められる課題への対応
人口減少・超高齢社会への対応
→ 工賃向上の取組

第3章 安心して生活するために

各論	
第1節 相談支援体制の拡充	
1	相談支援の充実強化
2	利用者本位のサービスの提供
3	地域支援体制の整備
第2節 生活安定のための支援	
1	年金、手当等の充実
2	経済的負担の軽減
3	生活福祉資金の貸付
4	公費負担医療制度の充実
第3節 在宅・施設サービス等の充実と提供体制の整備	
1	在宅サービス等の提供体制整備
2	地域における生活の場の確保
3	各種生活訓練等の充実
4	福祉用具の普及促進等
5	施設入所支援の充実
6	介護人材の育成・確保とサービスの質の向上

変更なし

2(2) 社会的解決が求められる課題への対応
 人口減少・超高齢社会への対応
 → ICT導入・活用等による業務改善、職場環境改善の取組支援等による介護人材の確保・育成



3 アンケート調査

(1) 位置づけ

「みやぎ障害者プラン」の改定に当たり、県内に居住する障害のある人及びその家族等のニーズを把握するとともに、現行プラン（平成30年度から令和5年度まで）の成果等について評価するため、アンケート調査を実施するもの

(2) 平成28年度「宮城県障害者施策推進基礎調査」結果の概要

① 調査の概要

調査方法	郵送及びインターネットによるアンケート調査（調査期間：平成29年1月25日～2月19日） ・障害者（19歳以上）向け：問1～問37 ・障害児（18歳以下）向け：問1～問34
調査対象者	平成29年1月1日現在で、宮城県内に居住する0歳から79歳までの障害者手帳を持っている人（0歳から18歳までについては、保護者に回答を依頼）

② 発送・回収状況

	身体障害		知的障害		精神障害		合計		
	発送	回収	発送	回収	発送	回収	発送	回収	回収率
障害者	891	369	568	280	852	452	2,311	1,101	47.6%
障害児	817	367	754	387	118	55	1,689	809	47.9%
合計	1,708	736	1,322	667	970	507	4,000	1,910	47.8%

（注1）「障害児」とは0歳から18歳まで、「障害者」とは19歳から79歳までの障害のある人

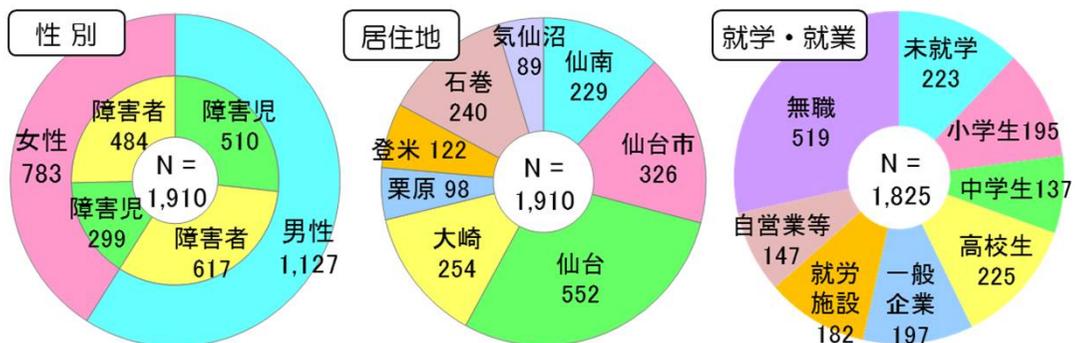
（注2）標本抽出に当たっては、母集団の少ない障害児や知的・精神障害の意向を把握するため、抽出数を「障害種別・等級×年代×居住エリア」で均等割付し、無作為抽出した。

③ アンケートの内容

対象者	調査項目（大分類）	調査項目（小分類）
共通	基本属性	性別、年齢、障害者手帳の種別・等級
	所得保障	本人・世帯収入、本人の収入種別、受給年金・手当 ほか
	医療サービス	通院頻度、リハビリ等の利用状況、通院等の困り事 ほか
	福祉サービス	サービスの利用状況、サービス利用上の困り事 ほか
	住まい	現在の住まい、将来暮らしたい場所、同居者 ほか
	日常生活	平日の日中活動、日常生活の支援、外出頻度・目的 ほか
	障害を理由とする差別	障害者差別解消法の認知、差別経験、差別を受けた場面、差別の内容
	相談	相談相手、相談内容
	災害対策	単独避難の可否とその理由、災害時の不安 ほか
	優先施策	行政に最優先で取り組んでほしい施策（上位3つ）
障害児	教育	就学状況、学校生活・放課後等の困り事、進路希望 ほか
障害者	障害の程度	障害支援区分
	就労	勤務形態、業種、収入、就業期間、困り事 ほか

④ 調査結果の概要

ア 回答者の属性（実数）



イ 最優先で取り組んでほしい施策（複数回答・上位の施策を抜粋）

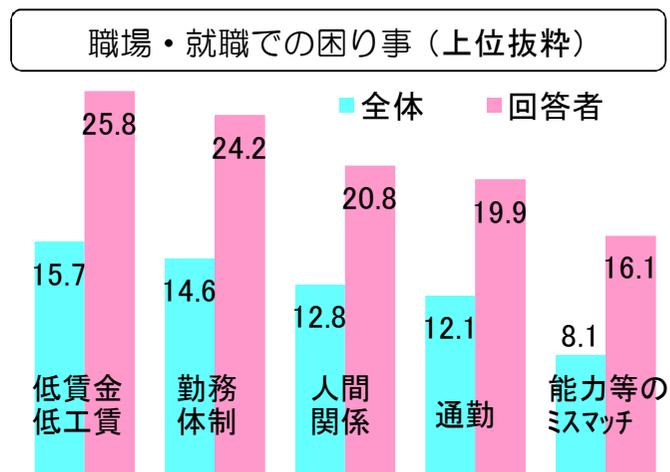
年金等の充実、医療費負担の軽減など、所得保障の充実を挙げた方が多かったほか、働ける場の確保や障害のある人への理解促進、住まいの確保、相談支援体制の充実など、社会参加促進のための環境整備を望む声が多数



ウ 詳細（県の重点施策として推進すべき課題等）

・「働ける場の確保」を挙げた人の分析

企業・就労施設での就業経験は高いが、下記の理由等から就業年数は短い傾向



・「障害者への理解」を挙げた人の分析

法制度の認知度は大差はないが、差別を受けた経験ありとの回答が多い



(3) アンケート調査案

(関係資料：資料4-2「障害福祉に関するアンケート調査の調査項目」)

① 調査方法等

		平成28年度	令和4年度
調査方法	発送	発送数：4,000件 ・鑑文「ご協力お願い」 ・調査票（紙媒体）	発送数：8,000件 ※みやぎ電子申請サービス（インターネット）回答を基本とするため、発送数を前回の2倍とし、前回並みの回収数を目指す。 ・鑑文「ご協力お願い」 ※ <u>調査票は送付しない</u> ※封筒の宛名面の左上角に「宮城県障害福祉課」の点字シールを貼付
	回収	・調査票に記入し返信（実績：1,750件） ・インターネット回答（実績：160件）	みやぎ電子申請サービス（インターネット）回答を基本とし、紙媒体による回答の希望があった場合には、別途、調査票（紙媒体）を送付予定 ※鑑文に掲載の2次元コードを読み取り、スマートフォンやPC等から回答
調査期間		平成29年1月25日～2月19日（25日間）	令和5年1月下旬～2月20日頃（25日間程度）

② 調査対象者

変更なし（時点修正のみ）

調査対象者

令和5年1月1日現在で、宮城県内に居住する0歳から79歳までの障害者手帳を持っている人
（0歳から18歳までについては、保護者に回答を依頼）

③ 抽出方法

変更なし

抽出方法

障害種別・等級 × 年代 × 居住エリア別のサンプル数をそれぞれ確保するため、極力均等な割付を設定した上で無作為に抽出を行う。
・居住エリアは、「仙台市外」と「仙台市内」の2区分のみとしているが、「仙台市」を含む8つの圏域別の比較も視野に入れ「仙台市外」と「仙台市内」の比率は約7：1とする。

④ 発送サンプルの内訳

発送数の変更に伴い、令和4年度は、平成28年度の2倍の発送数に設定

平成28年度：発送4,000サンプルの内訳

※ 宮城県・仙台市 障害者手帳所持者リストより抽出

		仙台市外							仙台市内							合計
		0～6歳	7～15歳	16～18歳	19～34歳	35～49歳	50～64歳	65～79歳	0～6歳	7～15歳	16～18歳	19～34歳	35～49歳	50～64歳	65～79歳	
①身体障害者手帳	1,2級	116	114	102	62	62	62	62	16	16	36	9	9	9	9	684
	3,4級	58	97	36	89	62	62	74	35	39	41	9	9	9	9	629
	5,6級	15	46	10	62	62	62	62	5	26	9	9	9	9	9	395
②療育手帳	A	21	155	111	62	62	62	62	55	18	16	9	9	9	9	660
	B	110	110	110	62	62	62	62	16	16	16	9	9	9	9	662
③精神障害者 保健福祉手帳	1級	-	4	4	62	62	62	62	1	9	1	9	9	9	9	303
	2級	-	20	16	62	62	62	62	1	20	11	9	9	9	9	352
	3級	-	10	8	62	62	62	62	-	6	7	9	9	9	9	315
合計		320	556	397	523	496	496	508	129	150	137	72	72	72	72	4,000

障害児（0～18歳）	1,689
障害者（19～79歳）	2,311

令和4年度：発送8,000サンプルの内訳（イメージ）

※ 宮城県・仙台市 障害者手帳所持者リストより抽出

		仙台市外							仙台市内							合計
		0～6歳	7～15歳	16～18歳	19～34歳	35～49歳	50～64歳	65～79歳	0～6歳	7～15歳	16～18歳	19～34歳	35～49歳	50～64歳	65～79歳	
①身体障害者手帳	1,2級	232	228	204	124	124	124	124	32	32	72	18	18	18	18	1,368
	3,4級	116	194	72	178	124	124	148	70	78	82	18	18	18	18	1,258
	5,6級	30	92	20	124	124	124	124	10	52	18	18	18	18	18	790
②療育手帳	A	42	310	222	124	124	124	124	110	36	32	18	18	18	18	1,320
	B	220	220	220	124	124	124	124	32	32	32	18	18	18	18	1,324
③精神障害者 保健福祉手帳	1級	-	8	8	124	124	124	124	2	18	2	18	18	18	18	606
	2級	-	40	32	124	124	124	124	2	40	22	18	18	18	18	704
	3級	-	20	16	124	124	124	124	-	12	14	18	18	18	18	630
合計		640	1,112	794	1,046	992	992	1,016	258	300	274	144	144	144	144	8,000

障害児（0～18歳）	3,378
障害者（19～79歳）	4,622

(4) アンケートの内容（関係資料：資料4-2「障害福祉に関するアンケート調査の調査項目」）

変更なし※時点修正のほか、インターネット回答に伴う仕様変更あり

対象者	調査項目（大分類）	調査項目（小分類）
共通	基本属性	性別、年齢、障害者手帳の種別・等級 ※種別を細分化 例) 身体→視覚・聴覚・肢体・内部障害等
	所得保障	本人・世帯収入、本人の収入種別、受給年金・手当 ほか
	医療サービス	通院頻度、リハビリ等の利用状況、通院等の困り事 ほか
	福祉サービス	サービスの利用状況、サービス利用上の困り事 ほか
	住まい	現在の住まい、将来暮らしたい場所、同居者 ほか
	日常生活	平日の日中活動、日常生活の支援、外出頻度・目的 ほか
	障害を理由とする差別	障害者差別解消法の認知、差別経験、差別を受けた場面、差別の内容
	相談	相談相手、相談内容
	災害対策	単独避難の可否とその理由、災害時の不安 ほか
	優先施策	行政に最優先で取り組んでほしい施策（上位3つ）
障害児	教育	就学状況、学校生活・放課後等の困り事、進路希望 ほか
障害者	障害の程度	障害支援区分
	就労	勤務形態、業種、収入、就業期間、困り事 ほか

4 今後のスケジュール

■ 前回

年度	平成28年度						平成29年度										
月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
作業	骨子案	素案						中間案					最終案				
施策協議会	10.26 骨子案 の審議			2.14 素案（重点施策） の審議	アンケート調査実施報告			6.5 素案（各論） の審議	アンケート調査結果報告			10.10 中間案 の審議					2.16 最終案 の審議
団体説明等															12.18～1.17 ・障害福祉関係団体説明 ・パブリックコメント		
アンケート				発送	1.26～2.19 回答期間		集計										

■ 今回（予定）

年度	令和4年度						令和5年度											
月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	
作業	骨子案		素案						中間案					最終案				
施策協議会		11.2 骨子案 の審議		1.25 素案（重点施策） の審議	アンケート調査実施報告			6月 素案（各論） の審議	アンケート調査結果報告			10月 中間案 の審議					2月 最終案 の審議	
団体説明等		アンケート調査項目の審議								7月～9月 障害福祉関係団体説明					12月～1月 パブリックコメント			
アンケート				発送	1月～2月 回答期間		集計											